

後を絶たない悪質商法

生活 パイロツト

性別、生活環境などさまざまな状況に合わせた手口があり、巧妙化・複雑化しており、誰もが被害者になり得る現実があります。高齢者を狙った悪質商法の報道が目立つため、被害者の多くは高齢者だと思っても多いかもしれませんが、アイネスは契約だ」と自覚し自己責任で遂行すること

消費者トラブルは、日常生活のさまざまな場面で起こり、訪問販売や電話勧誘販売、ネット取引、詐欺的な利殖取引、いわゆる催眠商法などトラブルの内容は多岐にわたっています。消費者を守る法律の強化が行われていますが、悪質商法による被害は後を絶ちません。まず「自分だけは絶対大丈夫」という思い

契約の基本 押さえて

の場面では見落とし、確認できていなかったりしているケースが見受けられます。また契約をする上で注意点は、①相手はどこの何という事業者か、きちんと分かっているのか②相手は信頼できるのか③相手が販売している商品やサービスはどんなものか④代金など取引条件はどういう内容になっているかなどです。いづれにせよ、自分にとって本当に必要な物は何かを比較検討してよく考え、迷う物、必要のない物、その場を決めかねる物は、あいまいな態度をとらないで断るようになりま

よう(消費者保護問題に取り組んでいる村千鶴子弁護士の話を参考にしています)。また、不安や不審に感じられることがあったら、すぐにアイネス等に相談ください。なお3月8日(月)に、村弁護士による消費者講演会「賢い消費者になるために(仮題)」が開催されます。申し込み方法等については、アイネス(☎097・534・403

4代表)までお問い合わせください。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097・534・0999消費生活相談電話)